



平成26年4月4日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議
会長 小島 富美子



流山市福祉手当の支給の見直し（案）について（答申）
平成25年12月12日付け流社第466号で諮問のあったこと
について、下記のとおり答申します。

記

1 現金給付からサービス給付への転換について

流山市福祉手当は、昭和53年から障害者の生活の安定と福祉の増進を目的に支給されてきた。制度発足から35年以上が経過しているが、この間、障害福祉制度は措置から契約に基づくサービス給付へと大きな変化を遂げている。また、介護保険法や障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、障害者が地域で生活出来るよう、サービスの充実が図られてきた。

このような流れの中で、流山市福祉手当の見直しについては、限られた財源を有効に活用し、サービスの多様化を図るという観点から、やむを得ないと考える。ただし、今後市が重点的に取り組むべき新たな施策については、単に、福祉手当見直しの代替案として捉えるのではなく、障害者及び障害者団体のニーズに十分に配慮しつつ、今後の市民ニーズを十分把握した上で検討願いたい。

また、サービス利用にあたっては、適切な情報提供に配慮すること。

2 支給対象者の範囲について

現在の支給対象者については、他市に比べ年齢要件や障害程度区分、所得要件について、広範囲に手厚く支給されている。また、支給基準が複雑であることから、見直しもやむを得ない。ただし、見直しに当たっては、障害の特性や状態に配慮すること。

また、流山市の福祉手当支給制度は、生活保障が目的ではなく、福祉サービスが充実していなかった時代に、在宅での生活を支援する意味で、金銭給付を実施してきたものであった。特に、収入の少ない障害者においては、生活費の一部として利用している現状もあることから、生活困窮者については、現在及び将来の生活不安を払しょくするため、障害年金や生活保護等の他制度の利用について、更なる普及・啓発と、障害者が安心して相談できる体制づくりが必要と考える。

3 介護サービスや障害福祉サービスを利用した時の福祉手当の半額減額措置について

障害福祉サービス利用者は確実に増加しており、今後も増加するものと予測される。また、介護給付費や訓練等給付費等の障害者に対するサービス給付費の伸びも著しい増加傾向にあり、サービス給付を受けることは、重複支給とも考えられる。

将来のサービス給付費の増加に対応し、障害者の自立に向けたサービス支給量をしっかり確保する必要がある。しかし、財源は限られていることから福祉手当の半額支給停止に加え、全額支給停止についても視野に入れた対応が必要と考える。ただし、障害者の障害状況とサービスの利用状況も踏まえ、慎重かつ柔軟な対応を図られたい。

当審議会からの意見として次のことを申し述べる

福祉手当に代わるサービスの充実については、平成27年4月から実施され、平成26年度中に策定作業が行われる「第五次流山市障害者計画」と「第4期流山市障害福祉計画」におけるサービス充実への取り組みについて計画に十分反映させること。

また、当審議会において意見として出された成年後見制度の充実については、障害者等の権利擁護との関係も含め、制度の充実に考慮されたい。